

## 日本動物行動学会設立の趣旨と入会のお誘い

皆様方には研究にお忙しいことと思います。今日お手紙をさしあげますのは、いよいよ日本動物行動学会なるものを設立しようと思いついたからです。

皆様もご承知のとおり、日本における動物の行動の研究は、近年急速にさかんになってきました。以前から行動の研究を進めてきた人々に加えて、多くの若い研究者がいろいろな分野で動物の行動に関心を持ち、次々と興味ふかい事実を明らかにしています。

しかし、そのような人々が集まって研究成果を発表しあい、今どのようなことを思い描いているか、ゆくゆくはどんなことをやりたいか、ということをおもう存分しゃべりあえるような場は、ほとんどなかったように思います。そこで、日本におけるエソロジーの一層の発展のためには、小さくてもよいから、日本動物行動学会 (Japan Ethological Society) を設立し、動物の行動に興味をもっている人々の交流をさかんにすることが、ぜひとも必要であると考えます。

国際的には、国際動物行動学委員会 (International Ethological Committee) があり 2 年に 1 回、国際動物行動学会議 (International Ethological Conference) を開催しています。日本動物行動学会が設立されれば、この国際組織

と連絡をとりつつ活動してゆくことになるでしょう。

前々から学会を作ることを考えてはいましたが、新たに学会を作った場合、支払うべき学会費が増えることや、学会員が他の学会をやめて小さな学会に閉じこもってしまう危険性などを考えると、慎重にならざるをえませんでした。

しかし、現在行動の研究者が、さまざまな学会に散在し、互いにほとんど交流もない状態で研究を続けている現状を見ていると、やはりエソロジー独自の学会を設立して、いろいろな学会に所属する人々が、行動の問題に関して交流しあえる場を保証することが、どうしても必要だと痛感するようになりました。

そこで、とりあえず私の研究室のメンバーで準備会を作りました。そしてできるだけ若い人の中から、対象動物、研究方法、地域などを考慮しつつ選ばせて頂いた世話人の方々の御意見をうかがいながら、学会設立の準備を進めてきました。私達が考えている学会の大要は別紙のとおりですが、とにかく動物の行動に関心を持っている人が集まって、大いに論じあう場を作ることが目的です。

是非、この学会設立の趣旨に御賛同頂き入会して下さいようお願い致します。

1982年6月1日

日本動物行動学会 設立準備会

代表 日 高 敏 隆

# 日本動物行動学会会則

(昭和57年12月9日採択)

## 総 則

- 第1条 本会は日本動物行動学会(Japan Ethological Society)と称する。
- 第2条 本会は動物行動学の発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。
1. 研究発表機関としての英文学会誌、連絡・情報交換手段としての Newsletter その他の出版物の編集・刊行。
  2. 研究発表・討論の場としての大会・研究会の開催。
  3. 講演会の開催その他本会の目的に沿った諸事業。

## 会 員

- 第4条 本会の会員は一般会員、学生会員、団体会員とする。
- 第5条 会員は会誌・Newsletterの配布を受けるとともに本会の運営と諸事業に参加することができる。
- 第6条 会員は定められた会費を納入しなければならない。納入しない時は第5条の権利は停止される。

## 運 営

- 第7条 本会は会長1名、副会長1名、運営委員10名で構成する運営委員会により運営される。会長は運営委員会の議長となる。会長と運営委員は会員から選出され、副会長は運営委員の互選による。事務には運営委員会により指名された事務局員若干名があたる。
- 第8条 総会は本会の議決機関であり、会則の変更、会費の変更その他運営委員会が提案する事項などを議決する。議決は総会出席者の過半数による。
- 第9条 本会の経費は会費・寄付その他の収入をもってあてる。
- 第10条 会計は運営委員会により指名された2名の会計監査員の監査を受ける。会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
- 第11条 会長、副会長、運営委員、会計監査員の任期は2年とする。

## 選 挙 規 定

(昭和57年12月9日採択)  
(昭和58年12月10日改訂)

- 第1条 会長および運営委員選挙は、選挙管理委員会が管理して行う。
- 第2条 選挙管理委員長には副会長があたり、若干名の委員を指名する。
- 第3条 選挙を行う年度までの会費を、その年の6月30日までに納入した会員が、選挙権、被選挙権を有する。
- 第4条 会長選挙は単記無記名投票、運営委員選挙は10名連記無記名投票により、任期満了までに行う。
- 第5条 得票数が同じ場合は、年少者を当選とする。
- 第6条 会長が運営委員としても当選した場合は、運営委員の当選を無効とし、運営委員次点者を繰上げ当選とする。
- 第7条 当選者に任期中事故があった場合は、次点者が残りの任期を引き継ぐ。